

LEGAL NEWSLETTER

30th of June 2026

№65

AKP Law Firm

本号では、2026 年 6 月 30 日までに国会に提出された法律案、並びに採択された注目すべき決議・決定をご紹介します。

I. 国会に提出された法律案

1.1 鉱物資源法の一部改正に関する法律案

政府は 2026 年 6 月 10 日、鉱物資源法の一部改正に関する法律案を国家大会議に提出し、現在は常任委員会での審議段階にある。本法案では「戦略的重要鉱物」という新たな分類が導入され、戦略的に重要な鉱床は国民の管理下に置かれるべきとの原則が強化される。また「鉱物選鉱（精鉱化）」に関する章が新設され、選鉱活動を行う事業者は、採掘許可とは別に選鉱許可を取得することが義務付けられる。概念書では、この措置は現在監督や透明性を欠いた状態で行われている選鉱活動から生じるリスクに対応することを目的としていると説明されている。さらに、国家予算ではなく民間資金による地質基礎調査及び探査作業の実施を可能とする新たな契約制度、並びに鉱山測量士（マルクシャイダー）資格に関する新たな規制も導入される。

事業活動に直接的な影響を及ぼす改正点としては、鉱業許可の更新回数を従来の 3 回から 1 回に制限すること、探査許可及び採掘許可の基本料金額を新たに設定した上で、今後は消費者物価指数に連動して毎年改定すること、銅の市場価格の上昇に連動した追加課徴金制度の新設、並びに鉱山閉鎖及び環境復

元のための資金について、国際的に信用力のある銀行・金融機関による保証又は専用口座への積立てを義務付けること等が挙げられる。

1.2 条約批准に関する法律案

政府は 2026 年 6 月 18 日、国際労働機関(ILO)の「工業及び商業における労働監督に関する 1969 年第 129 号条約」の批准に関する法律案を国会に提出した。本条約が批准されれば、モンゴル国は労働監督分野における国際基準を採用することとなり、工業・商業分野で事業を行う企業の労働環境及び安全衛生に対する監督制度に影響を及ぼす可能性がある。

本法律案は現在、第一読会に至っておらず、初期段階にある。

1.3 物品税法における煙草製品税の調整に関する改正

政府は 2026 年 6 月 17 日、物品税法の一部改正に関する法律案を国家大会議(フレルドイン・イフ・ハラル)に提出した。現行法では、紙巻きたばこには 100 本当たり 5,860 トウグルグ、刻みたばこ・ばらたばこには 1 キログラム当たり 4,210 トウグルグの固定額による物品税が課されているが、今回の改正案ではこれらの固定額に代えて、価格に対する定率課税方式へ移行することとされている。具体的には、紙巻きたばこおよびこれに準ずるたばこ製品には 30%、刻みたばこ・ばらたばこには 30%(このうち嗅ぎたばこについては 20%)の物品税を課することとし、課税方式については、単位数量に基づく方式と価格に対する定率方式を組み合わせる形で詳細に規定している。

1.4 石油法の一部改正に関する法律案

政府は 2026 年 6 月 18 日、石油法の一部改正に関する法律案を国会に提出した。本改正案により、生産分与契約に基づく生産物の分配及び資源使用に係る税・賦課金の配分について、従来の当事者間の合意によるものではなく、契約に定められた割合・数量に従って直接規定されることとなる。

本改正は、生産分与契約に基づき事業を行う石油会社にとって財務計算の予測可能性及び明確性を高めるものとして重要であり、本法律案は現在、国会常任委員会において審議中である。

II. 国会:注目すべき決議

2.1 国会、大統領任期に関する矛盾を解消した憲法裁判所の結論を承認

国会は 2026 年 5 月 28 日付決議第 23 号により、憲法裁判所の 2026 年 5 月 8 日付結論第 04 号を承認した。憲法裁判所は当該結論において、モンゴル国大統領法第 6 条第 1 項に定める大統領の任期「4 年」が、憲法第 30 条第 2 項に定める「6 年の任期で一度のみ選出される」との規定に抵触することを認定した。

III. 政府の注目すべき決議

2026 年 6 月後半の 2 週間で、政府決議が計 19 件採択された。そのうち、以下の決議を取り上げる。

3.1 2026 年ナーダム祝祭の休日調整

政府は 2026 年 6 月 24 日付決議第 270 号により、ナーダム祭典及び人民革命記念日にあたる 7 月 11 日・12 日が 2026 年は土曜日・日曜日と重なることから、7 月 16 日・17 日(木曜日・金曜日)を追加休日とし、2026 年内に振替勤務を行うよう政府機関に指示した。

政府は非政府組織及び企業に対しても同様の措置を講じるよう呼びかけており、民間企業においても、これらの日程に合わせて業務スケジュールや取引先との面談を調整することが可能である。

3.2 専門連合の登録に関する新規則の制定

政府は 2026 年 6 月 17 日、「専門連合登録規則」を新たに制定した。本規則は専門連合を国家登録簿に登録するための要件及び手続を明確化するとともに、登録関連サービスを「国家統合サービスシステム(e-business.mn)」を通じて電子的に提供するための条件を整備するものである。

ALISON & KATE PARTNERS

所在地: ウランバートル市、スフバートル区、第 1 ホロー、オリンピックストレート、セントラムオフィス、3 階 301/A 号室、
ウェブサイト: www.akp.mn
メール: contact@akp.mn
電話: 7704-1414, 8013-0414